




## 注 記

1 検査方法:ゲルマニウム半導体検出器分析法 単位 Bq/kg(ベクレル/kg)

測定装置:SEIKO EG&G社製 SEG-EMS/DS-PA211061

(AMETEK社製 ゲルマニウム半導体検出器 GEM40P4-76)

・平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24

「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考。

・平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7

「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる。

・平成24年3月15日 厚生労働省食品安全部長通知

「食品中の放射性物質の試験法について」に準じる。

2 検査機関:一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター

3 測定結果は原体当たりの結果。

4 「不検出」とは、放射性物質が検出限界値以下であることを表す。

5 検出限界値とは、測定装置が検出可能な最低の放射能のことを表す。

6 放射性セシウムの合計は、四捨五入する前のセシウム-134と137の結果の和を用いるため、上記のセシウム-134と137の合計と一致しない場合があります。

食 品 群	基 準 値
一般食品	100Bq(ベクレル)/kg
乳児用食品	50Bq(ベクレル)/kg
牛乳	50Bq(ベクレル)/kg
飲料水	10Bq(ベクレル)/kg